

吹田民主商工会

いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63833-2211
FAX (06) 63822-8190
http://www.suita-minsyou.com
suta-ms@jamine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

今年も「収支内訳書」督促状の返還行動を成功させよう 全国商工新聞が威力発揮！?

「税務調査」の脅し文句なくなる

5月31日付で吹田税務署から送付されてきた督促状と、全国商工新聞5月20日号で紹介された小田原税務署が送付した文書を読み比べてください。明らかに内容が異なります。後者の文書には「上記の期限までに、書類を提出いただけない場合には、調査を実施する場合があります。・・・過少(無)申告加算税が課されることとがあります。」と書かれていますが、吹田税務署からの文書にはこのような表現は一切ありません。全国商工新聞は5月20日号で、この文書が行政手続法に違反すると厳しく指摘しました。その影響なのか、その後、各地の税務署が送付する文書から「税務調査」等の脅し文句はなくなりました。収支内訳書の提出は法律上罰則のない「訓示規定」です。出す、出さないは、各人の判断であり、出さなくても不利益がないことが改めて明らかになりました。



もっていないけれど毎回参加会員さんなどが、1時間半を超える話に真剣に聞き入りました。今年の話の中心は①収支内訳書とは何か②中小業者、国民を苦しめる税務行政5つの害悪(消費税、番号制、インボイス制、国税通則法、歳入庁)の解説③日本国憲法と納税の義務の関係④国民を幸せにする経済政策、財政政策のあり方です。

吹田民商が「収支内訳書」問題を考える基本は「返すこと」が目的ではありません。督促状の意味を理解し、

自らの意志で考え行動する会員さんを育成することが目的です。消費税増税でも、番号制でも、最近の政権が制定する法律は法の体系を伴っていないものばかりです。目的と結果が違うものが多すぎます。法制定が劣化しています。これは国民生活から遊離したところから法律を議論しているからです。あまりにも酷すぎます。そのことを主権者である私たちは知らなければなりません。だから、吹田民商は学習を重視します。

返還行動日には参議院選挙の争点を学びます

返還行動日は17日(内本町コミセン)と18日(勤労者会館)の2日間です。悪政を告発する集会とデモ行進にしましょう。11回目の返還行動を成功させるために心をひとつにしましょう。

相談会は7月9日です。相談の順番は例年通り班会参加者が優先です。

税務署から「収支内訳書」の督促状ではなく、「お尋ね」等の文書をもたらしている会員さんはいませんか。消費税の無申告者や申告の必要がなかった方々に税務署から文書が送付されています。これを放置すると税務調査の可能性が高まります。市役所や税務署からの文書は必ず開けて確かめましょう。「お尋ね」等の文書をもたらしている会員さんは至急ご連絡ください。

吹田母親大会連絡会委員長の井上かず子さんから第50回定期総会にお祝いのメッセージをいただきました。有難うございます。

税務行政の特徴と日本国憲法を学習

6月6日から「収支内訳書」学習会が各地域で始まり、今年で11回目になる学習会ですが、初めて督促状をもたらった会員さん、11年連続でもらっている会員さん、

市役所や税務署からの

文書は放置しないで!

6月に入り、市府民税の通知が届きました。開けて見ましたか? いやなものでも必ず開けて内容を確かめる習慣をもちましよう。国民健康保険料の通知も間もなく届きます。これも開封して内容を確かめましよう。市府民税や国保料の納付が厳しい場合は、減免制度の活用や分割納付を行うこともできます。6月20日以降、各支部で班会が開催されますので進んでご参加ください。長期間の滞納や多額の債務がある方は、個別相談にも対応できますので事務局までお気軽にご連絡ください。今年の国民健康保険料の

お買い物は地元の市場商店街で・商工業者の繁栄は市民ととも!